

9 保険証

事例 01：保険証の確認

時間外に子供を病院に受診させたが、看護師が「事務員が既に帰っていて料金が不明なため、保険証を預かる。また、病院の規則に基づき“内金”として5千円を預かりたい」とのこと。

了解も無しに保険証を勝手にコピーされた上に、預かり証も請求してからやっともらったような始末。

保険証は病院の従業員に悪用される危険だってある。料金を精算するまで保険証を病院が預かるというのは決まっているのかお尋ねしたい。また、そもそも、こういうことが許されるのか。

キーワード：保険証、時間外、預かり金、医療費、小児患者

【医療安全相談センターでの対応】

保険証の預かりは、病院側が料金の不払い防止のために行うものであり、法律等で定められたものではない（1）が、当センターから病院に対し、その他の方法を検討してもらうよう要請する旨を伝えた。

【コメント】

○センターの対応に対して

- （1） 保険証の提示並びに確認は、診療報酬の請求を行うために、受給資格があることと保険者を確認するための行為である。よって、センターの対応としてはこれを所管する機関（九州厚生局長崎事務所）の案内だけでも十分であるが、上記対応でも問題はない。

なお、所管機関の見解【※注】は、下記のとおり。

○医療機関の対応に対して

- ◇ 下記の内容を理解し、取り扱いを改善する必要がある。

【※ 注】九州厚生局長崎事務所の見解

（1）保険証を保険医療機関が預かることについて

「保険医療機関は患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、緊急やむを得ない場合等を除き、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない」とされており、また、「当該患者に対する療養の給付を担当しなくなったときや当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく返還しなければならない。」とされています（保険医療機関及び保険医療費担当規則第3条、第4条）。このことから、保険医療機関が診療後やむを得ず一旦「保険証を預かる」という行為は、早急に改善すべきものです。当該事例の場合は、保険証により療養の給付を受ける資格があるかどうか等必要な事項について記録を残し、一旦保険証を返還したうえで、後日改めて保険証の持参を求め、保険医療機関において、療養給付記録の事項等必要とされる事項への記載を行う等の対応が必要と思われる。（保険証の持参を求めるのは保険証に療養給付記録の事項等の記載欄がある場合です）

（2）保険証のコピーの取り扱いについて

（1）の場合、療養の給付を受ける資格があるかどうか等必要な事項について記録する、又はコピーすることが考えられますが、患者等の同意を得たうえで行う場合であっても、保険証のコピーは基本的には好ましくありません。